平成２３年（フ）第１２号
滋賀県長浜市神照町719番地の２
破産者　株式会社大新測量設計事務所
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
大阪府泉大津市なぎさ町３番１―807号、前住所大阪府泉大津市二田町２丁目12番34号オークビル302号室
破産者　有限会社夢産貴工房
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番58号Ｆ―８、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉佐野市高松西１丁目2733番地の３
破産者　株式会社ＧＵＳＨ
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
山口県岩国市麻里布町２丁目４番18号
破産者　株式会社美光
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６１号
山口県山陽小野田市日の出１丁目９番７号
破産者　株式会社ケアフル
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第４２号
大分県竹田市荻町木下1456番地
破産者　白石　貴代
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市錦江町11番15号
破産者　有限会社片平運送
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６１号
愛知県江南市東野町神上129番地　パークシティ江南二番街407
破産者　大道　悦子
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９９号
大分市横尾2524　グレイス王子原Ａ101、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見1958番地の39
破産者　都　　功
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０８号
大分市三佐６丁目７番７号　クレスコートＡ101
破産者　河崎　一郎
１　決定年月日　平成23年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４６号
札幌市中央区南12条西15丁目２番５―201号
破産者　高橋由美子（旧姓赤澤）
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９９号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番３―502号
破産者　平田　満則
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４０号
札幌市手稲区前田５条６丁目３番６号
破産者　渡邊　　元
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
福島県河沼郡会津坂下町字稲荷塚105番地２、前住所福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ下10番地
破産者　三浦百合子
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
茨城県高萩市大字安良川106番地　鈴木アパート西棟102
破産者　沼田　栄子（旧姓大津）
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８５号
神奈川県横浜市旭区市沢町312番地１　ファミール市沢201
破産者　國安　陽一
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１３５号
群馬県太田市大久保町124番地19
破産者　河内　久和
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８９２号
さいたま市西区大字佐知川702番地　ＳＴＲＥＡＭ205、前住所さいたま市西区大字佐知川815番地６
破産者　牛田　リイ
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
千葉県旭市神宮寺1388番地　株式会社進治建設社宅
破産者　齋藤　頼隆
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１２号
横浜市栄区上郷町1550番地１　長瀬アパート103
破産者　山口　文男
１　決定年月日　平成23年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部